



ケイトウ

NAO Letter

N
A
O
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

7月

(文月) JULY

17日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

ワンポイント 賃上げ促進税制とNISA奨励金

賃上げ促進税制では、対象となる「給与等」について、会計上どのような科目で費用計上するかは特に限定していません。事業主が職場つみたてNISAを利用する従業員へ給付する奨励金を福利厚生費など給与以外で費用計上していても、その奨励金は同税制の対象となる「給与等」に該当します。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月18日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月18日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

令和5年度税制改正 相続・贈与税 関係の見直し

令和5年度の税制改正では、資産移転の時期の選択により、立的な税制を構築するため、相続税と贈与税の取り扱いが見直されました。

一 相続前贈与の加算

相続または遺贈により財産を取得した人が、その相続の開始前3年以内に、相続の対象となる被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価格が相続税の課税価格に加算されます。そして相続税の課税価格に加算された贈与について

贈与税が課されているときは、その贈与税の税額を相続税から控除することができます。

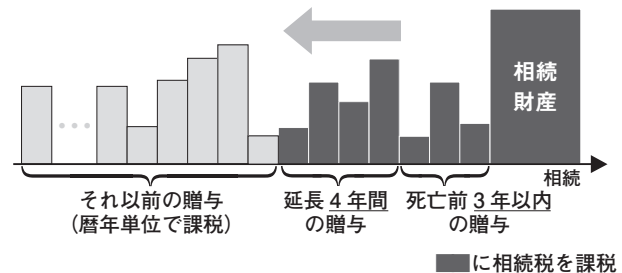
今回の改正によって、相続開始前に贈与があった場合に相続税の課税価格へ加算される期間が、相続開始前3年以内から7年以内に延長されることになりました。加算期間が延長された部分（相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産）については、その財産の価格の合計額から100万円を控除した残額が、相続税の課税価格に加算されます（図1参照）。

なお、この改正は令和6年1月1日以後の贈与財産に係る相続税から適用されますので、加算期間は令和9年以降、順次延長され、7年となるのは令和13年以後の相続からです。令和6年以後の相続からすぐに7年前までの贈与が加算されるわけはありません。

二 相続時精算課税の見直し

相続時精算課税制度は、60歳以上の父母や祖父母などから、18歳以上の子や孫などに対して

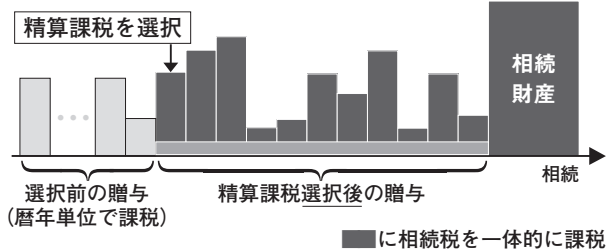
図1 改正後の相続前贈与の加算のイメージ



- ・加算期間を7年間に延長
- ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

財務省資料より

図2 改正後の相続時精算課税のイメージ



- ・毎年、110万円まで課税しない
- ・110万円までの基礎控除部分は、相続財産に加算しない
- ・土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算

財務省資料より

産に加算して相続税の計算を行うこととなります。また、一度相続時精算課税制度を選択すると、暦年贈与に戻することはできません。

従来、相続時精算課税制度によって贈与税額を計算する際には、暦年贈与にある110万円の基礎控除を適用することはできませんでした。これが令和5年度税制改正により、相続時精

算課税制度においても、暦年贈与の基礎控除とは別に、110万円の基礎控除が設けられました。また、相続時精算課税制度の対象となる贈与者の相続税の計算の際には、110万円の基礎控除を控除した後の残額を相続財産に加算することになりました(図2参照)。

この改正は、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

また相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

三 教育資金の一括贈与の改正

30歳未満の人が教育資金に充てるため、金融機関などとの契約に基づき、直系尊属から①信託受益権などを取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行などに預入をした場合、③書面による贈与により取得した金銭などによって証券会社などで有価証券を購入した場合には、その信託受益権などの価額のうち1500万円まで

は非課税になります。この制度を教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度といいます。

この制度を選択した場合、契約期間中に贈与者が死亡した場合、非課税とされた金額から教育資金として支出した金額を控除した残額のうち一定の金額については、受贈者が23歳未満など一定の要件を満たした人の場合を除き、相続財産に加算されることとなります。

今回の改正で、贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢などに関わらず、相続財産に加算されることになりました。

教育資金の一括贈与は、受贈者が30歳に達するなど、一定の事由が生じた場合には、契約が終了します。このとき残額に対して、従来は特例税率により贈与税が課税されましたが、今回の改正で、一般税率が適用されることになりました。

四 結婚・子育て資金の一括贈与の改正

18歳以上50歳未満の人が結婚・子育て資金に充てるため、

金融機関などとの契約に基づき、直系尊属から①信託受益権などを取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行などに預入をした場合、③書面による贈与により取得した金銭などによって証券会社などで有価証券を購入した場合に、その信託受益権などの価額のうち1000万円までは非課税になります。この制度を結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度といいます。

この制度を選択した場合、契約期間中に贈与者が死亡した場合、非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出した金額を控除した残額のうち一定の金額については、相続財産に加算されることとなります。

結婚・子育て資金の一括贈与は、受贈者が50歳に達するなど、一定の事由が生じた場合には、契約が終了します。このとき残額に対して、従来は特例税率により贈与税が課税されましたが、今回の改正で、一般税率が適用されることになりました。

表1 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与 新旧対照表

	教育資金		結婚・子育て資金	
	旧	新	旧	新
非課税枠	1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円
適用期間	R5.3.31まで	R8.3.31まで	R5.3.31まで	R7.3.31まで
受贈者	30歳未満	30歳未満	18歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満
贈与者死亡時	23歳以上のうち一定の人は相続財産に加算	相続税の課税価格の合計額が5億円超の場合、23歳未満でも加算	残額は相続財産に加算	残額は相続財産に加算
契約終了時	特例税率を適用	一般税率を適用	特例税率を適用	一般税率を適用

インボイス制度対応のための システム修正費用の取扱い

インボイス制度に対応するために、自社の固定資産であるシステムのプログラムに対する修正費用の取扱いを確認します。

(1) 修繕費に該当する修正

システムのプログラムの修正が、インボイス制度の実施に伴い、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正を行うものであることが作業指図書等から明確である場合には、現状の効用の維持等に該当し、これらの修正に要する次のような費用は修繕費として取り扱われます。

- ① 現行の請求書等の形式に登録番号、軽減税率の対象品目である旨、税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）、適用税率及び消費税額等を追加
- ② 積上げ計算方式による仕入税額の計算に対応するため、集計方法などの税額計

算の要素に対する仕様変更等

(2) 資本的支出に該当する修正

ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合は、その修正に要する費用は資本的支出に該当します。

- ① 受発注システム上で受領し、又は取り込んだ請求書に記載された取引先の登録番号と国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」に公表されている情報を自動で照合し、確認する機能を新たに搭載するもの
- ② これまでシステムで作成した請求書等を紙媒体で出力し交付していたものを、電子交付まで自動で行えるよう仕様変更するもの
- (3) 資本的支出のうち修繕費として取り扱うことができるもの

修正に要した費用の額が20万円未満である場合やその費用の額のうちに資本的支出か修繕費かが明らかでない金額がある場合でその金額が60万円未満であるなど一定の場合は、修繕費として取り扱えます。

法人事業概況説明書の 記載要領の変更

一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付及び保存を行い、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者については、その優良な電子帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあった場合でも、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。

この措置を踏まえ、令和5年3月1日以後に提出する法人事業概況書等の記載要領が次のとおり変更となりました。

- (1) 表面「5PC利用状況」・「(5)会計ソフト名」欄…軽減措置の適用要件を満たす場合には、会計ソフトの名称の末尾に「(軽減)」と記載
- (2) 裏面「15帳簿類の備付状況」欄…優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っている帳簿には、末尾に「○」と記載

土地賃貸借契約(印紙税)

Q 賃貸料及び預け敷金が記載された土地の賃貸借契約書を作成しました。印紙税は、どのように取り扱われますか。

A 記載金額のない第1号の2文書(土地の賃借権の設定に関する契約書)となり、税額は200円となります。第1号の2文書の記載金額は、土地の賃借権の設定または

譲渡の対価たる金額、すなわち、権利金その他名称のいかんを問わず、契約に際して相手方当事者に交付し、後日返還されることが予定されていない金額です。したがって、保証金、敷金等や契約成立後における使用収益上の対価ともいえるべき賃貸料は記載金額には該当しません。なお、契約書を連帯保証人も保有する場合は、その文書も課税対象となります。